

飯田委員

私からは3点質問させていただきたいと思います。

まず高校インクルーシブ教育研究推進事業費につきまして質問させていただきたいと思います。

この神奈川県立高校の釜利谷高校と綾瀬西高校の2校において、通級による特別の指導の研究、障害に応じた個別の学習支援の方法の研究、実践授業の工夫改善に関わる研究を行うとして、国庫が10分の10の750万円が計上されております。この事業の目的ですけれども、神奈川県の神奈川の教育を考える調査会からの意見に基づいて、高校におけるインクルーシブ教育を実践する学校づくりを目指していくために、国からの委託を受けて現行教育課程の基準によらない特別の教育課程による障害に応じた特別の指導等、特別支援教育に関する研究を、この県立高校2校により実施するということであります。

このインクルーシブ教育でありますけれども、平成18年10月に国連総会で障害者の権利に関する条約が採択されて、障害のある者とない者とが共に学ぶことを通じて、共生社会の実現に貢献しよう、こういう理念であります。

日本でも、この障害者の権利に関する条約の批准に向けて、平成23年8月に障害者基本法が改正されるなどして、1月20日に我が国は障害者の権利に関する条約を批准しております。

高校インクルーシブ教育の研究推進事業の目的として、先日、神奈川の教育を考える調査会からの意見に基づきという説明がありましたけれども、今回国庫10分の10として国からの委託を受けるに至った根拠についてまず伺いたいと思います。

折笠高校教育指導課長

国は高校における特別支援教育の充実を図る目的で、平成26年度から新たな事業を実施することにいたしました。事業の内容は、個々の能力、才能を伸ばす指導や現行の教育課程の基準によらない指導の実践により、生徒の自立や社会参加を目指すものでございます。

このことは、生徒の自立や社会参加により共生社会の実現を目指す本県のインクルーシブ教育の方向性と一致いたしましたので、今回、県立釜利谷高校と県立綾瀬西高校の2校が研究指定に向けて応募を行いました。

飯田委員

このインクルーシブ教育の理念でありますけれども、国連で採択される以前に、神奈川県においても、この理念に基づいた教育というのはやっけてきていると聞いております。昭和59年でありますけれども、当時の長洲県政で、神奈川県総合福祉政策委員会総合施策部会から、障害を持った子供たちを完全に普通学級で共育するという統合教育の提言を受けておまして、ともに学びともに学ぶ教育の推進として、障害の有無にかかわらず全ての子供たちが同一空間、同一時間、同一内容で学ぶことを基準として、本人、保護者の希望に適切に対応することを学びの教育とするという、こういう実践を神奈川県の教育委員会においては実践してきているわけでありまして、正にこのインクルージョンの理念そのままだというふうに私は考えております。

そこでなんですが、この高校インクルーシブ教育研究推進事業の研究課題、これまでとは違う新たな研究というのは一体何なのか。また、新たな課題が掘り起こせるのかどうかについても伺いたいと思います。

折笠高校教育指導課長

本事業の研究課題は、障害による学習上又は生活上の困難さを改善、克服するための指導、それから教科指導等を通じた高等学校における個々の能力、才能を伸ばす特別支援教育の充実でございます。

本事業での新たな研究としまして、小学校、中学校では行われておりますが、高校では行われていない、必要に応じて別の場で学ぶ通級の指導において、障害に応じた特別な指導を行ったり、書くことや話すことに困難さを抱えている生徒のコミュニケーションの手段の一つとして、タブレットの活用方法など検討したりすることについての研究を行ってまいります。

飯田委員

正にそういう研究を行っていったら、神奈川県においても、この高校インクルーシブ教育というのが導入されるとなれば、当然のことながら、今、特別支援学校というのは高校部において非常に就学率が伸びている状況でありますので、一部報道によりますと10年前と比べると1.6倍というふうには聞かしてあります。

この研究期間が3年ということでありまして、本格実施に至った場合、特別支援学校に与える影響について伺いたいのと、併せて県立高校におけるインクルーシブ教育の導入計画というものが、今、県教育委員会としてお持ちでいらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

折笠高校教育指導課長

これまでの取組や今年度からの研究委託の状況を踏まえまして、県立高校におけるインクルーシブ教育の推進を図ってまいります。なお、導入につきましては、この2校の研究成果も踏まえつつ、県立高校改革にも生かしてまいりたいと考えております。

飯田委員

県立高校改革にも生かしていきたいということであるんですけども、正にこの今回の理念でもうたわれておりますとおり、ともに学びともに育つ教育ということでもありますので、高校におけるインクルーシブ教育というのは、今後、導入に向けてやはり重要になってくると思うんですね。そこで、この高校におけるインクルーシブ教育の理想形というのはどういうふうにご検討されているのか伺いたいと思います。

折笠高校教育指導課長

本県のインクルーシブ教育は、障害の有無にかかわらず、児童・生徒の社会的自立につながる取組を通して、共生社会の実現を目指しております。このことを踏まえまして、本事業の研究成果などを基に、小学校、中学校から高校に向けての支援の継続を図るなど、連続性を意識した高校におけるインクルーシブ教育の推進を図ってまいりたいと思います。

飯田委員

小学校、中学校、そして高校に就学する障害を持たれている生徒さんというのは、なかなか基準とかクリアしなければいけない課題とかというのがありますので、なかなか難しい、高校でのインクルーシブ教育というのは課題が非常に大きいのか、多いのかというふうに思っておりますので、まず一つ一つそのクリアをしていただきたいと思います。

そこで、障害者の権利に関する条約の24条の2というところに、個人に必要とされる合理的配慮を提供することということがあります。本県の高校インクルーシブ教育を実施していく上で、どのような合理的配慮が必要になってくるのか伺いたいと思います。

折笠高校教育指導課長

国におきましては、障害のある生徒に対する合理的配慮といたしまして、まず教員、支援員の

確保、施設設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮が挙げられております。

今回取り組もうとしている本事業を通して、例えば通級による特別な指導の単位認定など、柔軟な教育課程の編成や自立活動を支援する人材の配置や個別支援計画の作成、タブレット端末の活用等の合理的な配慮について研究を行っていこうと考えております。

こうした取組成果を踏まえまして、高校インクルーシブ教育の推進に向けてどのような合理的配慮が必要となってくるかを、今後検討してまいりたいと思います。

飯田委員

正に合理的配慮はどういったものが必要になってくるかということなんですけれども、合理的配慮と同時に環境整備というのは、これは必ず必要になってまいります。かながわ教育ビジョンにもちょっと絡んでくるんですけれども、頂いた、今示されているこのかながわ教育ビジョンの中には、インクルーシブ教育のことについてなかなか触れられていなくて、今回新たに一部改正をしようとしている中において、ようやく第4章の基本方針の5ということが出てくるんです。社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴う教育やインクルーシブな教育の推進に向けた環境整備を進めてまいりますと。これは、環境整備を進めてまいりますということは、イコール財政的なものも一緒にくっついてこななければいけないんですけれども、そこについてはどのように考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

折笠高校教育指導課長

インクルーシブ教育を推進していくための財政措置につきましては、本研究の検討状況なども踏まえまして、計画的に必要な対応を行ってまいります。

飯田委員

もうちょっと前に進んだ答弁が頂きたかったなと思うんですけれども、今回3年間における研究実践ですよ。この中で高校インクルーシブ教育を行っていこうとするときに、どういったものが必要になってくるのか、様々な検証を細かいことまで含めて是非行っていただきたいと思うんです。その上で、環境整備における必要な財政措置というものがどういったものがあるかということ、是非細かく研究していただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

それと、今回のこのインクルーシブ教育なんですけれども、障害のある者とない者とがともに学ぶことを通じて共生社会の実現に貢献するという、こういう条約の理念なんですけれども、私はこのインクルーシブ教育というのは人間教育だというふうに思っておりまして、障害者の視点に合わせて、どうしてもこのインクルーシブ教育というのは考えられがちなんですけれども、実際のところは健常者が障害者を差別、偏見なく受け入れるかどうかということにかかってくると思うんです。ですから、障害者に対するインクルーシブ教育というのも、この今回補正の中でも重要なことなんですけれども、一方、健常者においても教育の中において、障害者を受け入れるという、この心の教育も一方で行っていただきたいというふうに思うんです。是非そこについては強く要望させていただきたいと思いますが、答弁何かあったらいただけますでしょうか。

折笠高校教育指導課長

県立高校改革推進検討協議会による県立高校の将来像についての報告の中で、障害のない生徒にとっても障害のある生徒と接する機会は、互いに理解し合い将来的に支え合って共生社会を形成する上で必要不可欠であるとされております。

本事業における研究校2校による研究は、障害に応じた特別指導だけではなく、同じ場所と

もに学ぶ一斉授業の指導方法についても検討することとなっております。障害のない生徒が障害のある生徒を受け入れる教育の実践につながるものと考えております。

さらに、本事業における研究成果につきましては、様々な場面を通して全ての高校で共有を図ったり、教職員対象の研修会の実施を通して意識向上に向けた啓発を行ったりするなど、高校におけるインクルーシブ教育の推進につなげていきたいと思っております。

飯田委員

是非よろしく願いいたします。健常者の生徒さんが障害者を受け入れるという精神的なものもしっかり教育の中に組み込んで、これからも今回の研究実践の中で取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問にまいります。神奈川県がいじめ防止基本方針の推進についてということで、何点か伺いたいと思います。

いじめ防止対策推進法が公布されてから、丸1年が経過いたしております。この間、いじめ防止対策推進法において策定が義務付けられました国と学校のいじめ防止基本方針、そして義務ではありませんけれども努力規定となっております、地方いじめ防止基本方針については、本年、今年5月末現在で10団体が策定済みだと。残る市町村については、今年度中に策定されるとの報告が前回ありました。あわせて、庁内の横断的な組織で構成されるいじめ防止対策推進会議が4月及び5月の計2回開催されておまして、その結果については5月29日の平成26年度第1回神奈川県いじめ問題対策連絡協議会で報告がされたところであります。

そこで何点か伺ってまいりたいと思いますが、いじめ防止対策推進法の第13条で、基本的な方針を定めることになっている学校いじめ防止基本方針なんですけれども、これは神奈川県内の全公立学校において、学校いじめ防止基本方針が策定済みというふうに考えてよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

飯塚学校支援課長

学校いじめ防止基本方針につきましては、県内の全ての公立学校で策定済みとなっております。

飯田委員

ありがとうございました。県内の全公立学校で策定済みだということでもあります。

先ほども申したんですけれども、今この地方いじめ防止基本方針の策定済み団体が10団体ということですが、そのほかの地方自治体については、まだいじめ防止基本方針が作られていないわけでありまして、その地方自治体の下にある公立学校は何を根拠に基本方針を策定されていらっしゃるのでしょうか、伺いたいと思います。

遠藤子ども教育支援課長

市町村立の学校につきましては、県の基本方針等を参考にしながら作成していると承知しております。

飯田委員

県の方針に従って学校が策定されているということでもあります。

そこでなんですけれども、この学校いじめ防止基本方針なんですけれども、現在、各学校でどのように扱われているのか伺いたいと思います。あわせて、学校の実情に応じた基本方針ですけれども、それぞれの学校というのは違いがもちろんあるわけでありまして、特徴ある基本方針がありましたら御紹介いただきたいと思います。

飯塚学校支援課長

現在、県立学校におきましては、定めた基本方針を各学校のホームページなどに掲載いたしまして、保護者等に周知を図っているところでございます。

また、学校が基本方針を定めるに当たりましては、国・県の基本方針を参考に定めることとなっておりますので、いじめへの考え方や学校の取組、いじめ防止のための常設機関の設置などについては、各学校とも基本的には同様に定めております。

そのような中で、県立学校の基本方針における特徴ある取組といたしましては、例えば様々な学校で、自分の命はもちろん、他人の命も大切にする心を育む命の授業に取り組む学校や、生徒会活動といたしまして、近隣の中学校に赴き、非行、いじめ防止をテーマとした寸劇を行っている学校などがございます。

また、市町村立学校におきましては、特徴ある基本方針といたしまして、生徒の約束という項目を設けまして、いじめを行わない、いじめを許さないというようないじめに対する生徒の行動の在り方を示している学校もございます。

飯田委員

各学校においてどのように扱われているんですかということでありまして、いじめ防止基本方針が運用されてから3箇月が経過しております。その間、学校でこのいじめ防止基本方針に即した取組、そういったものが行われていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

飯塚学校支援課長

多くの学校では、いじめ防止に関する年間計画を定めております。それで、各学校におきましては、その計画に従って順次取組を進めているところと認識しております。

飯田委員

今回、せっかくいじめ防止基本方針を、私は条例を定めてくださいということをごさんざん申し続けてきているんですけれども、方針がこうやって策定されて、各学校においても県の方針に従いながら、これは義務でありますけれども、学校いじめ防止基本方針が策定されているわけでありまして、これはつくっただけではいけないと思うんですね。この方針を使って児童・生徒、何らかの形で、いじめというものは駄目なんだということの活動をしっかりと教育の中でやっていかなければいけないというふうに思うんです。運用されてから3箇月でありますけれども、これから丸1年という中において、是非この方針をしっかりと準用していただきたいというふうに思います。

この学校におけるいじめ防止等のための組織というのが、法律でいうと第22条にあるんですけれども、各学校においていじめ防止のための組織というものを設置しなければならないというふうに規定がされております。組織の構成員なんですけれども、当該学校、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他学校関係者で構成することを基本とすると、基本方針の中でも定められているんですけれども、実際各学校において、このいじめ防止等のための組織というものはしっかりと組まれているかどうか伺いたいと思います。

飯塚学校支援課長

各学校におきましては、委員御指摘のとおり様々な学校関係の職員を中心に現在は取り組まれて構成されているところでございますけれども、その他の専門的な知識を有する職員につきましては、その会議が開かれるテーマごとに、あるいはいじめが実際に発生してしまった場合の対策については、必要な人員を追加で入れるということになっておりますので、各学校でそのように取り組むことになっております。

飯田委員

ということは、今現在、このいじめ防止法のための組織というのは、学校の関係者だけで組織をされているという認識でよろしいのでしょうか。

飯塚学校支援課長

中核的な組織といたしまして、現在、県の基本方針におきましても既存の組織を活用することも可能ですというふうに示しておりますので、多くの学校では、まずこの組織につきましては学校の職員を中心に構成をしております。ただ、その中には学校に配置をしておりますスクールカウンセラーなども入っている学校も多くございます。

飯田委員

私が何を心配しているかといいますと、これだけ神奈川県内多くの公立学校がありまして、心理的又は福祉的な専門の方がそれだけいらっしゃるかどうかということなんです。問題が起きたときに改めて探すということになりますと時間が要するだけでありまして、何らかの形でこの心理福祉士等を各学校に1名ずつというわけにはいきませんが、各教育委員会ごとに専任の方を定めて、問題が生じた場合、重大事態が発生した場合にはすぐにそういった方に学校の中に入っていただけるような体制というのをとっていったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

飯塚学校支援課長

現在、スクールカウンセラーがその任を負っているところもございますが、もし万が一学校で重大事態が発生し、専門的な知識が必要な人材が必要となりました場合には、県教育委員会にもスクールカウンセラースーパーバイザーとか、弁護士とか専門的な知識を持っている職員がおりますので、その職員の派遣を含めて考えていきたいと思っております。

飯田委員

分かりました。是非、重大事態等が発生した場合においては、速やかな態勢が、組織が組みまますように是非よろしく願いをいたします。

それから、神奈川県いじめ問題対策協議会について何点かお伺いしたいと思います。

この協議会でありますけれども、神奈川県教育委員会としてどのようにこの協議会というのは位置付けられているのか。簡単に言ってしまうと、この協議会の重要度について伺いたしたいと思います。

遠藤子ども教育支援課長

いじめ防止対策推進法におきましては、いじめ問題対策連絡協議会は置くことができるというふうになっております。本県では、いじめの状況や、湯河原で起きた事案を受けまして、積極的にいじめ防止基本方針を策定し、早期に方針を示すことで市町村と一体となった取組を着実に推進することといたしました。

神奈川県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体の連携を図ること。そして、県におけるいじめ防止対策の推進に関して必要な協議を行う。このことを目的として設置しております。

平成26年2月の連絡協議会では、県のいじめ防止基本方針の案の検討を行い、さらに、平成26年5月の連絡協議会ではいじめ防止基本方針の取組状況の確認ですとか、市町村、学校関係機関、団体等との連携、そして今後の方向性について協議をいたしました。

このように、いじめ防止基本方針の運用等について貴重な御意見を頂くなど、大変重要な役割

を担っている協議会であると認識しております。

飯田委員

ありがとうございました。

昨年2月に第1回目が行われて、今年度は5月29日に万国橋の会議センターで、このいじめ問題対策連絡協議会が開催されております。私も両方とも出席、傍聴させていただきましたけれども、協議会の内容が正直あれでいいのかなというのは正直疑問に思うところなんですけれども、もっと活発な議論が行われるような会議設定をされたほうがいいのではないかとというのが意見です、要望です。

それから、横浜市がいじめ防止対策推進法第14条の規定に基づいて、条例で定めた横浜市いじめ問題対策連絡協議会を設置して、このほど会合が開かれております。条例として設置しているわけではないんですが、この神奈川県がいじめ問題対策協議会として、条例で設置されている横浜のいじめ問題対策協議会、それからこれから川崎や相模原市や各自治体でも、このいじめ問題対策協議会が組織されていくことも考えられるんですけれども、同じこの協議会が各自治体ごと、教育委員会ごとに設置されても余り意味がないのではないのかなというふうに思うんですけれども、この神奈川県の協議会があって、その下にピラミッド型で横浜、川崎、相模原各教育委員会ごとの連絡協議会というものが開催されるというんだったら分かるんですけれども、同じものが幾つもできても全く意味をなさないではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

遠藤子ども教育支援課長

政令市を含めました市町村に設置されるいじめ問題対策連絡協議会は、市町村立の学校のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する関係機関、団体の連携を図りましたり、また、自治体によりましてはこれに加えて、取組状況等の情報共有や協議を行う場であるというふうに認識しております。

また一方、県がいじめ問題対策連絡協議会は県立高校のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処について、さらには広域的な観点から私立学校や市町村のいじめの問題について関係機関、団体との連携を図る場であると認識しております。

いじめの問題につきましては、これまでも県教育委員会と市町村教育委員会がいじめは絶対に許さない、命はかけがえのないものである、いじめはどの子にもどの学校にも起こるなど、共通の認識を持って取組を進めてまいりました。今後も情報の共有を密にして取組を進めてまいりたいと思います。

飯田委員

だからこそ神奈川県が音頭を取って、その各市町村のいじめ問題対策連絡協議会を束ねる役割を神奈川県が私はずるべきだというふうに思うんですけれども、ここは議論が平行線になってしまおうと思いますので、これから推移をしっかりと見守ってまいりたいと思いますが、この神奈川県のいじめ防止問題対策連絡協議会、次いつ開かれるのでしょうか、伺いたいと思います。

遠藤子ども教育支援課長

12月を予定しております。

飯田委員

先ほど、この重要度について答弁いただいたんですけれども、非常にこの協議会においては重要な役割を担っているということなんですけれども、重要な役割を担っているのであれば、次の開催が12月だということなんですけれども、その間、一体どうされるのでしょうか、伺いたいと

思います。

遠藤子ども教育支援課長

いじめの問題は子供の命に関わる重要な課題でありますので、重大な事案が発生するなど、緊急に対応する必要がある場合に連絡協議会を開催することはもとより、構成団体、機関からの要望や協議の必要に応じて随時開催する必要があるというふうに認識しております。

飯田委員

私もそう思います。やはりこれは重要な役割を担うということでもありますから、この問題協議会の設置要綱の中に、第4条なんですけれども、協議会の会議は必要の都度開催するものとするというこの一文がありますので、是非、次は12月ということを決めることなく、連絡というのは密に取っていかなくてはならない重要なことだと思いますので、12月というよりも、その前に何回か開いていただきたいなど、これは要望にさせていただきます。

最後の質問に移らせていただきたいと思います。

スポーツ課における不適正な経理処理について、数点伺わせていただきたいと思います。

平成25年度の教育局のスポーツ課において、県立伊勢原射撃場で使用する備品の購入に関して不適正な経理処理が行われたということで、前回の委員会の冒頭、御説明いただきました。

簡単に経緯を申し述べさせていただきますと、昨年4月に再開場した県立伊勢原射撃場が、日本ライフル射撃協会の公認を得るに当たって、同協会から競技で使用する三つの備品について不備があるということの指摘を受けたと。その指摘を受けた担当職員が、国体の関東ブロック大会までに間に合わせなければいけないということで、担当職員が代理店に、この備品の発注をかけたしまったと。この職員が発注をかけたしまったこと自体がもう間違えているという説明は受けたんですが、その後、備品は納入されて、納品書の日付を変えてしまっている。もう一方で、請求書も平成26年5月の日付に作り変えてしまっているという、こういうことも行われているわけでありまして。なぜこの職員は、この納品書や請求書の日付を変えなければならなかったのか伺いたいと思います。

浦邊スポーツ課長

県の経理手続によりますと、納品書、請求書を業者からもらって、それで2週間以内に払うと。請求書をもってから2週間以内に支払いを行うということになりますが、当該職員につきましては、既に納品については7月に行われているということで、改めて業者のほうから請求書、納品書を徴取するということがはばかれたということで、改めて出すと業者のほうから、なぜまた出さなくてはいけないのかということで、その経緯で先に発注をして、その前に物品が収まっているということが分かってしまうということを恐れて、それで既にもらっていた納品書と請求書の日付を変えたということでございます。

飯田委員

この備品の発注の仕方についても問題はありますし、請求書が届いてから2週間以内ですか、支払いを行わなければいけないということなんですけれども、それを知っているながら日付を変えてしまっているということですね、この職員は。それについて私は問題だというふうに思います。

それから、この事案が、職場の中でグループリーダー、課長がいらっしゃるわけですので、どの時点でグループリーダー、課長はこの問題について気付いていらっしゃるのか伺いたいと思います。

浦邊スポーツ課長

詳細については現在も調査中ではありますが、当時の上司については、担当者が独断で発注した後に、初めて担当者からその事実を知らされたということで、発注した後ということを知っています。

飯田委員

本来、グループリーダー、長と付く形で全てにおいてそうだと思うんですけども、おかしいなということが分かった時点で改めさせなければいけなかったのではないのでしょうか。そこが私は気になってしょうがないところなんです。

あわせて、もう一つ問題があって、平成25年6月に、当時のスポーツ課長が自費でクレー放出機等の修繕費を自腹で立て替えていたという、こういう問題も起きていますよね。これについてはどういう認識を持たれていらっしゃるのでしょうか。

浦邊スポーツ課長

自費払いについての話ですけども、当時、伊勢原射撃場が平成25年4月に再開場いたしました。それで、クレー放出機の不具合がありまして、指定管理者から修理をしてほしいという要請があったというふうに伺っています。それで、その故障につきましては再開場する前から生じていた不具合ということで、県として対応することとなりましたけれども、その時点では予算措置がされていない経費であったために、予算措置されるまでは待つてほしいというような回答を指定管理者にさせていただいているところだったんですが、指定管理者として早急な対応が必要と考えて、また、経理手続自体についてよく理解されていなかったということもありまして、指定管理者のほうで自ら取引のある業者に発注して修理を行ってしまったという事案であります。

その後、指定管理者から請求書を受け取って、困った担当者のほうから報告を受けて、スポーツ課長が、県が正式な手続を経て発注した修理でない以上、県が支払うということとはできないけれども、県で修理すると話している以上、業者にも迷惑を掛けられないし、支払わなければいけないということで、致し方なく自費で払うこととしたということと伺っております。

飯田委員

最後にしたいと思いますけれども、先ほどの協会から指摘を受けた3点の備品の不適正処理の問題がまだ一点あると思います。

もう一步、今申し上げました、クレーの放出機の支払いも自腹で払ってしまったという問題、これ二つ重なっている話ですよ。この問題の課長さんというのは、同一なのか、違うのか伺いたしたいと思います。

浦邊スポーツ課長

備品3点につきましては、まだ調査中ではございますけれども、課長が正確に部下から報告を受けたかどうかということは、まだはっきりはしていません。

それから、自費の支払いをした部分については、基本的にはそういうことで別のことであるというふうに認識しております。

飯田委員

違うんです。この先ほど申し上げた備品3点の当時の課長さんと、自費で払ってしまった課長さんというのは一緒ですかという意味です。

浦邊スポーツ課長

同じでございます。

飯田委員

この二つの問題について、この課長さんは組織でなければ、これは問題ない話だと思いますけれども、こういう行政の組織の中において、ルールを逸脱してしまっているということについては、やはり問題だというふうに思うんですね。

組織の話でありますので、こうは思いたくはないと思いますけれども、これはスポーツ課だけの問題ではないのではないかとおぼれてしまうんです、こういう問題が発生しますと、二つも三つも重なると。もうこれ以上答弁を求めませんが、是非教育局におかれましては、もう一度、長と付く方々におかれましては、もう一回引き締めを図っていただきたいなど。どういうことがルールとしてあるのか、どういう組織としてどうならなければいけないのかということも含めて、もう一回再認識をして、二度とこういう事態がないようお願いをしたいと思います。

以上です、結構です。